



2019年11月29日

各位

会社名：株式会社省電舎ホールディングス
代表者名：代表取締役社長 橋口 忠夫
(コード番号：1711 東証第二部)
問い合わせ先：取締役管理本部長 大浦 隆文
(Tel:03-6821-0004)

当社株式の特設注意市場銘柄の継続に関するお知らせ

当社の株式は、2018年9月1日付で株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）から特設注意市場銘柄に指定されておりましたが、2019年11月29日付で特設注意市場銘柄の指定を継続する旨の通知を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特設中市場銘柄指定継続の理由

当社は、2018年7月11日に不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示し、同年8月10日に過去の決算短信等の訂正を開示しました。

これらにより、当社では、架空売上の計上等の不正な会計処理等が継続的に行われていたことが明らかになりました。また、当社の代表取締役経験者を含む複数の取締役が不正会計等に主体的に関与し、内部統制を無効化していたこと、当社の取締役管理本部長が当社子会社の営業や顧客交渉を担当するなど役員間の牽制が機能する体制ではなかったこと、全般統制及び業務処理統制に多数の不備があったこと等が認められました。

以上により、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたことから、東京証券取引所より2018年9月1日に当社株式は特設注意市場銘柄に指定されました。

今般、当該指定から1年を経過した後に、当社から提出された内部管理体制確認書の内容等を東京証券取引所が確認したところ、当社においては、2019年2月14日に開示した改善計画に関し、経理体制の整備、会計監査人との連携の強化等、一定の取組みが行われていることが認められました。

しかしながら、当社においては、以下の点が認められ、内部管理体制に関して更なる取組みを必要とする状況が存在しており、これらの改善に向けた取組みの進捗等についてなお確認する必要があると判断され、当社株式について特設注意市場銘柄指定を継続する旨の通知を受領いたしました。

- ・ 役員間における牽制機能が人員体制等の面において十分でないこと
- ・ 社内規程の整備を進めているものの依然として未整備の規程があり、運用においても不備が認められること
- ・ 複数回にわたる有価証券報告書の訂正や、法律上必要な株主総会を開催しなかったなど、開示体制・法令遵守体制に不備が認められたこと

なお、当該指定から1年6か月を経過した日（2020年3月1日）以後に、当社が再提出する内部管理体制確認書の内容等を東京証券取引所が確認し、内部管理体制等について改善がなされなかったと認められた場合は、当社株式は上場廃止となります

株主の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げますとともに、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



2. 当社の今後の取り組み

今般、東京証券取引所からの特設注意市場銘柄指定の継続を受け、当社は内部管理体制等の確立に努め、内部統制の整備・構築並びに運用についても実効性を徹底することとし、特設注意市場銘柄指定の解除に向けて全社一丸となって取り組んでまいります。

以 上